

2020年5月29日

株 主 各 位

第155回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

事 業 報 告 の 「 2 . ( 5 ) 新 株 予 約 権 等 に 関 す る 事 項 」  
事 業 報 告 の 「 5 . 会 社 の 体 制 お よ び 方 針 」  
連 結 計 算 書 類 の 連 結 持 分 変 動 計 算 書  
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表  
計 算 書 類 の 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.nitto.com/jp/ja/ir/>)に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

**日東電工株式会社**

## (5) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	株式報酬型ストックオプション
新株予約権の数	698個 (新株予約権 1 個当たり 100株)
新株予約権の目的となる株式の種類および数	当社普通株式 69,800株
行使価額 (行使時の 1 個当たり払込金額)	100円
行使期間	・発行日の翌日から30年後まで ・当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間
保有者数および個数	取締役 5名 698個

(注) 上記新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として取締役に割り当てたものです。なお、社外取締役および監査役は、新株予約権の付与対象者ではありません。

② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 内部統制に関する基本方針および運用状況の概要

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条の規定に従って内部統制に関する基本方針を定めており、その運用状況の概要は次のとおりであります。

#### 【1】当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制およびその他企業集団における業務の適正を確保するための体制

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 経営理念およびその具体的内容として法令・倫理規範遵守のためのN i t t oグループビジネス行動ガイドラインを定め、当社グループ全役員にこれを周知・徹底するとともに、当社取締役は法令および倫理規範の遵守を率先垂範する。
- (2) 当社取締役会は社外取締役制度を採用する。
- (3) 当社グループのコンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、CSR担当役員（取締役または執行役員）を定め、当該役員を委員長とするCSR委員会を設置する。
- (4) CSR委員会のほか、当社グループの横断的な課題、コンプライアンス、リスクマネジメントに取り組むため、関係部署で構成された専門委員会を設置する。
- (5) 当社取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、本基本方針の運用状況を確認するとともに、必要に応じて方針の見直しを検討する。
- (6) 内部監査担当部署を置き、当社各部門およびグループ会社の業務プロセス、業務全般の適正性等について内部監査を行うとともに、安全・環境・品質・輸出管理などに関して専門部署を設け、内部監査担当部署と連携して監査を行う体制をとる。
- (7) 社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムのほか、社内担当窓口を整備し、CSR担当役員を含む法令倫理委員会を設置してその対応および再発防止体制の整備を行う。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を含め、業務プロセスおよび業務全般の適正性、妥当性、効率性を確保するための体制を整備する。

(運用状況の確認)

- ・経営理念およびN i t t oグループビジネス行動ガイドラインを定め、当社グループの全役員に対して、周知・教育を実施し浸透を図りました。
- ・社外取締役複数名を選任しました。
- ・内部統制委員会規則および各専門委員会規則を策定し、これに従い運営しました。
- ・内部監査規程に基づき内部監査担当部署を設置し、当事業年度も内部監査を実施しました。
- ・社内外に内部通報窓口を設け、問題の早期発見および再発防止に努め適切な対策を講じました。
- ・財務報告に係る内部統制の基本方針に従い、担当部署を中心にモニタリングを実施しました。

#### 【2】当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(取締役会決議内容の概要)

当社株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、稟議決裁文書等取締役の職務執行に係る文書については、文書管理および保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(運用状況の確認)

- ・当社の決裁文書は、担当管理部署が保存しました。

### 【3】当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 事業構成や海外での事業運営にかかわる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発力や知的財産権など技術競争力に関するリスクについて、当社取締役会、経営戦略会議および各事業執行組織において常時管理し、必要に応じて対応する。
- (2) 安全・環境・災害や製品の品質・欠陥に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・薬機法・輸出管理法などコンプライアンスに関するリスクなどについて、それぞれ担当部署を定めて定期的に重要リスクの洗い出しを行い、個々のリスクについてそれぞれの職制や各種委員会活動および必要に応じて編成するプロジェクト活動を通じて監視・対策する。
- (3) 万一、不測の事態が発生した場合には、速やかに当社取締役社長、CSR担当役員および監査役に報告される体制を整え、当社取締役社長のもとに危機対策本部を設置して損害の拡大を防止し、これを最小限に止め、事業継続および早期に復旧する体制を整える。

(運用状況の確認)

- ・事業にかかわるリスクについて当社取締役会、経営戦略会議および各事業執行組織において、その他当社グループ全般に及ぼすリスクについて専門委員会や専門部署においてモニタリングを実施しました。
- ・当社グループ全般のリスク管理体制について、内部統制委員会によりレビューを実施しました。
- ・緊急事態報告規程等を策定し、これに基づき危機管理体制を維持しました。

### 【4】当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 当社の具体的な経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、その重要度に応じて、取締役会決議とするほか、取締役および執行役員によって構成される経営戦略会議（原則月1回開催）での決議、各事業執行組織主催の会議での決議または稟議決裁による決定等会社としての決裁ルールを整備する。
- (3) 業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細については、取締役会で定める組織、グループ意思決定規程等においてそれぞれ定める。

(運用状況の確認)

- ・グループ意思決定規程を策定し、これに基づき取締役会、経営戦略会議等において審議し意思決定を行いました。

### 【5】当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 当社グループ会社の経営上の意思決定および重要事項について、当社との事前協議や当社への報告等が適切に行われるようグループ意思決定規程・基準を整備する。
- (2) グループ意思決定規程・基準に基づき、当社の取締役および執行役員が、それぞれ管掌する事業に関するグループ会社からの報告を受け、必要に応じてその意思決定に関与する体制とすることにより、グループ全体の業務の適正を確保する。

(運用状況の確認)

- ・グループ意思決定規程に基づき、当社グループ会社の重要な案件について当社との事前協議や報告が行われる体制を構築し、これに基づき運用・実施しました。

**【6】当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 当社グループの業務執行の責任者およびその責任範囲、業務執行手続の詳細について、グループ意思決定規程・基準等においてそれぞれ定める。
- (2) 各グループ会社の業務執行が当社の重要事項に該当する場合には、その重要度に応じて、当社の取締役会その他会議体における決議とする。

(運用状況の確認)

- ・グループ意思決定規程に基づき、当社グループ会社の案件について当社決議を必要とする案件と当該グループ会社単独で決議ができる案件を明確化し、グループ意思決定の効率化を図りました。

**【7】当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 当社監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を置く。
- (2) 監査役補助者は、組織上、独立した部署に所属し、直接監査役の指揮命令下で業務を行う。
- (3) 監査役補助者の選任、異動については常勤監査役の了解を得たうえで決定する。
- (4) 監査役補助者の評価については、常勤監査役が決定する。
- (5) 監査役補助者は業務執行にかかる役職を兼務しない。
- (6) 当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識、理解し、当社グループに対しその旨周知徹底するとともに、内部監査体制の充実を図る。

(運用状況の確認)

- ・監査役会規程等を整備するとともに、業務執行から独立した監査役スタッフが監査役業務を補助することにより、監査役監査体制の充実を図りました。

**【8】当社取締役、その使用人、当社グループ取締役等が当社監査役(会)に報告をするための体制および当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 当社取締役および使用人は、監査役(会)が定める監査計画に従って、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に報告する。
- (2) 前記にかかわらず、当社監査役は必要に応じていつでも、当社取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、重要な会議への出席およびそれら会議の議事録または稟議決裁書類および各種報告書の閲覧を求めることができる。
- (3) 当社取締役は、コンプライアンスについての社内通報体制および緊急事態・事故発生時の報告体制を整え、その適切な運用を維持することにより、当社監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。
- (4) 社外の専門機関を直接の情報受領者とする通報システムを整備することにより、社内通報者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(運用状況の確認)

- ・取締役会や経営戦略会議等の主要な会議体には監査役の出席を得ているとともに、監査役から要求された重要書類は監査役の閲覧に供しました。

- ・社内外の専門窓口については監査役にも報告する体制を構築し、これに基づき運用・実施しました。

**【9】当社監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

(取締役会決議内容の概要)

当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(運用状況の確認)

- ・監査役会規程等において監査役費用に関する規定を設け、これに基づき運用・実施しました。

**【10】その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制**

(取締役会決議内容の概要)

- (1) 当社監査役は、会計監査人および内部監査担当部署等と連携し、またグループ会社の監査役との意見・情報交換等を行い効率的に監査を行うことができる体制を確保する。そして、内部監査担当部署と協力し、監査計画に従って各グループ会社を適宜監査する。
- (2) 前記監査のほか、監査役が必要に応じていつでも各グループ会社の監査役および取締役・経営幹部に報告を求めることができる体制を確保する。

(運用状況の確認)

- ・定期的な情報交換会議の開催等を通じて、監査役、会計監査人、国内外グループ会社監査役および内部監査担当部署による情報交換の機会を設けました。

**(2) 会社の支配に関する方針**

当社株式の大規模買付け行為に対する基本的な考え方は、次のとおりであります。

当社は、株式の大量保有を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えておりますが、一方では高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在も否定できず、そのような買収者から当社の基本理念やブランドおよび株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じる方針です。

# 連結持分変動計算書

当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	資本金	資 利 余 本 金	利 余 益 金	自己株式	その他の資本 の構成要素	親会社の所有 者に帰属する 持分合計	非支配持分	資本合計
当 期 首 残 高	26,783	50,319	622,025	△11,081	12,395	700,443	744	701,187
当 期 利 益			47,156			47,156	68	47,224
その他の包括利益					△11,866	△11,866	1	△11,864
当期包括利益合計	-	-	47,156	-	△11,866	35,290	69	35,359
株式報酬取引		△37			△8	△45		△45
配 当 金			△29,806			△29,806	△23	△29,829
自己株式の変動		△12		△16,424		△16,437		△16,437
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			4,146		△4,146	-		-
子会社持分の追加取得 による増減		1				1	△32	△30
所有者との取引額等合計	-	△48	△25,660	△16,424	△4,154	△46,287	△55	△46,343
当 期 末 残 高	26,783	50,271	643,521	△27,505	△3,624	689,446	757	690,204

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 91社

主要会社：日昌㈱、Nitto EMEA NV、Nitto, Inc.、Nitto Denko Avecia Inc.、  
Nitto Denko (China) Investment Co., Ltd.、Taiwan Nitto Optical Co., Ltd.、  
Korea Nitto Optical Co., Ltd.、Nitto Denko (HK) Co., Ltd.、  
Shanghai Nitto Optical Co., Ltd.、Shenzhen Nitto Optical Co., Ltd.、  
Nitto (China) New Materials Co., Ltd.、Nitto Denko (Singapore) Pte. Ltd.、  
Nitto Denko Material (Thailand) Co., Ltd.

##### ② 連結子会社の増減

増加：0社

減少：3社（清算による減少）

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結計算書類提出会社と同じもの 69社

連結計算書類提出会社と異なるもの 22社

※上記22社については、連結決算日において仮決算をしたうえで連結しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 1) 金融資産

###### 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての非デリバティブ金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になる取引日に認識しております。

###### (a) 償却原価で測定される金融資産

以下の2つの要件がともに満たされる場合、金融資産は「償却原価で測定される金融資産」に分類されます。

- ・当社グループの事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することであること
- ・契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

償却原価で測定される金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は公正価値で当初認識され、金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。また、事後に実効金利法によって算出された金融収益と当初測定額の累計額で測定され、減損損失控除後の金額を帳簿価額として計上しております。重大な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初認識しております。事後に減損損失控除後の金額を帳簿価額として計上しております。

###### (b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

###### (i) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の2つの要件がともに満たされる負債性金融商品は、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されます。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方のために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されていること
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

###### (ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

すべてのその他の資本性金融商品に対する投資について、公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益を通じて認識するという取消不能の選択を行っております。



その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産については、実現した公正価値の変動による損失または利得及び認識された減損損失は純損益に振り替えられることはありません。ただし、当該投資にかかる受取配当金は、その配当金が投資元本の払い戻しであることが明らかなる場合を除き、純損益の一部として「金融収益」に認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定する場合、または(a) (b)以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) (c)の公正価値で測定される金融資産は公正価値で当初認識されます。当社グループは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除いて、公正価値に金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算して算定しております。

2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価は平均法を用いて算定しております。製品及び仕掛品の取得原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費及び関連する製造間接費(正常生産能力に基づいている)から構成されております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想売価から関連する変動販売費を控除した額であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(使用権資産を除く)

定額法

2) 無形資産(使用権資産を除く)

定額法(なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)

3) 使用権資産

リース期間と使用権資産の原資産の耐用年数のいずれか短い方の期間を耐用年数とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、その金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。引当金は、現時点の貨幣の時間価値の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、債務の決済に必要とされると見込まれる支出の現在価値として測定します。時の経過により引当金が増加した場合は、金融費用として認識します。

④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

1) 外貨建取引

当社グループの各企業の計算書類に含まれる項目は、企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨(以下「機能通貨」という。)を用いて測定しております。

外貨建取引は、取引日の為替レートを用いて、または計算書類項目について再測定を実施する場合にはその評価日における為替レートを用いて、機能通貨に換算しております。これらの取引の決済から生じる為替差額、並びに外貨建の貨幣性資産及び負債を決算日の為替レートで換算することによって生じる為替差額は純損益で認識しております。

2) 在外営業活動体

表示通貨とは異なる機能通貨を使用している在外営業活動体については、資産及び負債(取得により生じたのれんと公正価値の修正を含む)は期末日レート、収益及び費用は期中平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の資本の構成要素に含めて計上しております。

⑤ デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

当社グループは将来の為替変動リスク及び金利変動リスク等をヘッジする目的で、一部のデリバティブについてキャッシュ・フロー・ヘッジの指定を行っております。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。当社グループはまた、ヘッジ開始時及び継続的に、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかどうかについての評価も文書化しております。また、予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するために、当該予定取引の発生可能性が非常に高いことを確認しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分は、その他の資本の構成要素で認識しております。非有効部分は連結損益計算書において純損益に認識しております。

その他の資本の構成要素に認識されたヘッジ手段にかかる金額は、ヘッジ対象が損益に影響を与える期に、純損益に振り替えております。ヘッジ対象である予定取引が非金融資産の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益に認識されていた金額は振り替えられ、当該資産の取得原価の当初測定に含められます。

ヘッジ手段が失効または売却された場合、あるいはヘッジがヘッジ会計の要件をもはや満たさなくなった場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。すでにその他の資本の構成要素で認識しているヘッジ手段にかかる金額は、予定取引が最終的に純損益で認識される時点まで引き続き計上されます。予定取引の発生がもはや見込まれなくなった場合は、その他の資本の構成要素に認識されていたヘッジ手段にかかる金額をただちに純損益に認識しております。

⑥ 従業員給付

1) 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

2) 長期従業員給付

当社グループは、従業員及び退職者に対して、確定拠出型及び確定給付型の退職後給付制度を設けております。

確定給付年金制度に関連して認識される負債は、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額となっております。確定給付債務は、独立した数理人が予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。確定給付債務の現在価値は、債務の支払見込期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建の優良社債の利率を用いて、見積将来キャッシュ・アウトフローを割り引くことで算定しております。

実績による修正及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異は、発生した期間に、その他の包括利益に計上したうえで即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の損益として認識しております。

確定拠出制度については、当社グループは公的または私的管理の年金保険制度に対し拠出金を支払っております。拠出金の支払を行っている限り、当社グループに追加的な支払債務は発生しません。拠出金は、支払期日において従業員給付費用として認識されます。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する事項

当社グループは、当連結会計年度（以下「適用開始日」という。）よりIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。

IFRS第16号は、リース取引の借手について、従前のIAS第17号「リース」（以下「IAS第17号」という。）を改定するものであり、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分を廃止し、短期リース（リース期間が12ヶ月以内のリース）及び少額資産のリースを除いて、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識することを規定しております。

IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法（修正遡及アプローチ）を採用しております。

また、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号の実務上の便法を選択し、IAS第17号及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。したがって、IFRS第16号に基づくリースの識別は、適用開始日以降に締結または変更された契約にのみ適用いたします。

### （借手としてのリース）

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについては、適用開始日時点の残存リース料を同日現在の借手の追加借入利率を用いて割引いた金額でリース負債を測定しております。当該追加借入利率の加重平均は2.4%であります。

使用権資産は適用開始日におけるリース負債の測定額をもとに測定しております。

また、当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類していたリースにIFRS第16号を適用する際に、以下の実務上の便法を適用しております。

- ・特性が類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用する。
- ・減損レビューの代替として、適用開始日の直前におけるIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づく不利な契約にかかる引当金の金額で使用権資産を調整する。
- ・残存リース期間が12ヶ月以内のリースに、使用権資産とリース負債を認識しない免除規定を適用する。
- ・適用開始日の使用権資産の測定から当初直接コストを除外する。
- ・延長または解約オプションが含まれている契約のリース期間を算定する際に、事後的判断を使用する。

過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースに分類したリースについては、適用開始日の使用権資産及びリース負債の帳簿価額は、その直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産及びリース負債の帳簿価額で算定しております。

なお、当社グループは、連結財政状態計算書において、当該借手のリースにかかるリース負債は「その他の金融負債」及び「その他の金融負債（非流動）」に含めて表示しております。

### （貸手としてのリース）

当社グループが貸手となるリースについては、サブリースを除き、適用開始日に調整は必要ありません。当社グループは、サブリースについて、適用開始日からIFRS第16号に基づいて会計処理しております。

IFRS第16号では、原資産ではなく使用権資産を参照して、サブリースを分類することが要求されます。適用開始日において、当社グループは、従来IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたサブリース契約の分類を再評価し、サブリースはIFRS第16号のもとでファイナンス・リースであると判断しております。

なお、当社グループは、連結財政状態計算書において、当該サブリースにかかる貸手のファイナンス・リースに基づく債権等を「売上債権及びその他の債権」及び「その他の流動資産」並びに「その他の非流動資産」に含めて表示しております。

### （連結計算書類への影響）

IFRS第16号の適用により、当社グループは、適用開始日現在において、資産合計が27,448百万円増加し、負債合計が27,448百万円増加しております。

また、前連結会計年度末においてIAS第17号を適用したオペレーティング・リース約定の金額と、適用開始日現在におけるリース負債の金額との差額の内訳は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

2019年3月31日現在のオペレーティング・リース約定	30,722
2019年3月31日現在のオペレーティング・リース約定（割引後）	28,346
2019年3月31日に認識したファイナンス・リース債務	53
認識の免除規定（短期リース・少額資産のリース）	△898
2019年4月1日現在に認識したリース負債	27,501

### 3. 連結財政状態計算書に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む） 641,526百万円

### 4. 連結損益計算書に関する注記

その他の費用

その他の費用には、減損損失7,327百万円が含まれております。

減損損失の主な内訳は、以下のとおりであります。

オプトロニクス事業セグメントに属する情報機能材事業の東アジアの特定の資金生成単位における建物及び構築物、機械装置等の有形固定資産及び無形資産にかかるものであり、収益見込みの低下等に伴い回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値（売却予定価額等）により測定しており、当該公正価値のヒエラルキーのレベルはレベル3であります。

また、インダストリアルテープ事業セグメントに属するトランスポート事業の特定の資金生成単位ののれん及び無形資産に関して減損損失を計上しております。これは欧州の事業環境が悪化したことに伴い、帳簿価額が回収できないと見込まれたことによるものであります。なお、回収可能価額はディスカウント・キャッシュフロー法に基づく使用価値により測定されており、割引率は10.0%を採用しております。

### 5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 158,758千株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年6月21日 定 時 株 主 総 会	普通株式	14,116	90	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年10月28日 取 締 役 会	普通株式	15,689	100	2019年9月30日	2019年11月29日
計	—	29,806	—	—	—

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌期となるもの

2020年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 15,391百万円

1株当たり配当額 100円

基準日 2020年3月31日

効力発生日 2020年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 121,500株

(4) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普 通 株 式（株）	1,908,766	2,978,589		47,600		4,839,755

(変動事由の概要)

主な増減数の内訳は、次のとおりであります。

2019年6月21日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の処分による減少

43,200株

2020年1月27日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加

2,978,400株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 資本リスク管理

当社グループは、経営の健全性・効率性を堅持し、持続的な成長を実現するため、安定的な財務基盤を構築及び維持することを資本リスク管理の基本方針としております。当該方針に沿い、競争力のある製品の開発・販売を通じて獲得している潤沢な営業キャッシュ・フローを基盤として、設備投資、配当、M&A、自己株式取得による株主還元、及び借入金返済を実施しております。

#### (2) 財務上のリスク管理

##### リスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避することを基本方針とし、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避することを目的とし、利用範囲や取引先金融機関選定基準等について定めた規定に基づき、実需の範囲で行うこととしております。

当社グループの主要な財務上のリスク及び管理方針の詳細は、(3) 財務リスクを参照ください。

#### (3) 財務リスク

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動の過程で保有する金融商品は固有のリスクに晒されます。リスクには、主に (a) 市場リスク ( (i) 為替リスク、(ii) 価格リスク、(iii) 金利リスク)、(b) 信用リスク、(c) 流動性リスクが含まれます。

##### (a) 市場リスク

###### (i) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、当社及び各子会社が製造した製品等を海外にて販売しております。このため、当社及び各子会社が機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権債務等を報告期間末日の為替レートをを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク (以下「為替リスク」という。) に晒されております。当社グループの為替リスクは、主に、米ドルの為替相場の変動によるものであります。

当社グループでは、外貨建ての営業債権債務等について、為替リスクに晒されておりますが、通貨別月別に外貨建ての営業債権債務等の残高を把握し、原則としてこれをネットしたポジションについて先物為替予約等を利用することで、当該リスクをヘッジしております。

###### (ii) 価格リスク

当社グループが保有する資本性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式保有によるグループ企業価値の長期的な向上を目的に取得したものであり、短期で売買することを目的に保有しておりません。資本性金融商品には上場株式と非上場株式が含まれており、定期的に時価や発行体 (取引先企業) の財務状況等を把握し、取引状況や保有に伴うリターンが、当社が考える資本コストに見合っているかなどを検証し保有可否を判断しております。

したがって、当社グループにとって、現在の価格リスクは重要でないと考えております。

###### (iii) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクとして定義されております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金や社債などの債務及び定期預金や貸付金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されます。

当社グループは、グループ内の資金を効率的に活用し、有利子負債を極力削減する取組みを行っております。その結果、有利子負債は総資産に比べ僅少となっております。

したがって、当社グループにとって、現在の金利リスクは重要でないと考えております。

(b) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産について、相手先の債務不履行が発生した場合、この金融資産の回収不能により発生する損失を被ります。

当社グループにおいては、主に売上債権が信用リスクに晒されております。当社グループは、「インダストリアルテープ事業」、「オプトロニクス事業」、「ライフサイエンス事業」、その他に関する事業を通じて多数の顧客に対する売上債権を保有しております。顧客の信用リスクを把握するため、顧客に対して回収条件及び与信限度額を設定したうえで、定期的に回収状況を把握し、遅延債権があれば理由を明確にし、適切な対策を講じております。また、日々の情報収集に加え、必要に応じ外部機関から取引先の最新の信用調査報告書を入手し、回収実績等とあわせて分析することにより、定期的に信用状況の確認を行っております。

その結果、信用状況に変化や異常があると判断された場合、もしくは契約書等により合意された支払期日を一定期間経過しても支払いがない場合には、与信限度額の変更、回収条件変更、取引信用保険の付保またはファクタリングの実施等の債権保全措置を適切に講じております。当該措置を行う際には、責任者の承認を得る体制になっております。

当社グループは、顧客の債務不履行率に関する過去の情報や外部機関の信用調査報告等を利用し、回収可能性を考慮して、売上債権及びその他の債権に対して貸倒引当金を設定しております。

また、当社グループは余剰資金を金融機関に預金し、事業にかかるリスクを軽減するために金融機関等が提供するデリバティブ金融商品を利用しております。当社グループは、預金及びデリバティブ金融商品にかかる取引を格付けの高い金融機関とのみ行っているため、当社グループにとって、当該取引にかかる現在の信用リスクは重要でないと考えております。

(c) 流動性リスク

当社グループは、短期借入金を主に運転資金の調達を目的として利用し、長期借入金や社債を主に設備投資資金の調達を目的として利用しています。支払手形及び買掛金といった債務とあわせ、当社グループはこれらの債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されております。その流動性リスクについて、決済に必要となるキャッシュ・フローの予測計画をもとに作成した適切な資金計画に沿って管理しております。

短期的な資金の調達手段である短期借入金について、当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に保つことなどにより、流動性リスクを管理しております。また、子会社で生じた資金の余剰は、グループ間で調整し効率的な資金管理を行っております。

長期的な資金の調達手段である長期借入金について、長期資金の調達の実行前に資金計画を作成し、取締役会がこれを承認します。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について次のとおり決定しております。

(現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務、短期借入金)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

その他の金融資産のうち、市場性のある有価証券の公正価値は市場価格等に基づいて決定しております。非上場株式については評価技法を利用して公正価値を決定しております。

デリバティブについては先物為替相場、契約締結先金融機関から提示された価額等に基づいて公正価値を決定しております。

なお、金融商品の評価に用いる具体的な評価技法には以下のものが含まれております。

- ・類似の金融商品の取引相場価格またはディーラーによる見積り
- ・外国為替先物予約の公正価値は、期末日現在の先物為替レートを用いて算定した価値により算定してあります。
- ・上記以外の金融商品の公正価値の算定には、割引キャッシュ・フロー分析などその他の技法が用いられます。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分	4,479円29銭
基本的1株当たり当期利益	301円32銭

連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本														評価・換算差額等		純資産計					
	資本剰余金					利益剰余金							自 株 己 式	株 資 合 本 計	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 子 株 約 権						
	資 本 金	資本剰余金				利 準	益 金	その他利益剰余金										利 余 金	益 金 計	そ の 他 評 価 差 額	他 証 評 価 差 額	備 ・ 算 等 計
		資 準 備	本 人 金	そ の 他 資 余 金	資 余 金 計			特 備 金	別 却 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	定 産 縮 積 立 金	別 積 立 金										
当 期 首 残 高	26,783	50,482	-	50,482	4,095	27	1,910	185,000	206,243	397,277	△11,065	463,477	1,865	1,865	731	466,075						
当 期 変 動 額																						
剰 余 金 の 配 当									△29,806	△29,806		△29,806				△29,806						
特別償却準備金の積立						2			△2	-		-				-						
特別償却準備金の取崩						△8			8	-		-				-						
固定資産圧縮積立金の積立							381		△381	-		-				-						
固定資産圧縮積立金の取崩							△68		68	-		-				-						
当 期 純 利 益									46,093	46,093		46,093				46,093						
自 己 株 式 の 取 得											△16,682	△16,682				△16,682						
自 己 株 式 の 処 分			△12	△12							276	264			△37	226						
会 社 分 割 に よ る 減 少			△162	△162								△162				△162						
利益剰余金から資本剰余金への振替			175	175					△175	△175		-				-						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）													△943	△943		△943						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△6	312	-	15,806	16,112	△16,405	△293	△943	△943	△37	△1,274						
当 期 末 残 高	26,783	50,482	-	50,482	4,095	20	2,223	185,000	222,050	413,389	△27,471	463,184	921	921	694	464,800						



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。）

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

予定取引に係る為替予約に関して、繰延ヘッジ処理を採用しております。通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約、通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象 外貨建債権債務等

3) ヘッジ方針

為替変動リスク及び金利変動リスクの回避を目的としております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

従来、特別損失の「その他」に含めて計上していた「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「減損損失」は23百万円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	440,489百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	86,521百万円
関係会社に対する短期金銭債務	81,070百万円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社に対する売上高	372,928百万円
関係会社からの仕入高	39,813百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	21,746百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式 ( 株 )	1,908,766	2,978,589		47,600		4,839,755

(変動事由の概要)

主な増減数の内訳は、次のとおりであります。

2019年6月21日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の処分による減少	43,200株
2020年1月27日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加	2,978,400株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用、その他有価証券評価差額金であります。

#### 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,015円27銭
1株当たり当期純利益	294円52銭

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。